

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 三
 - 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 四
 - 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (同) 四
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 四
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 四
 - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(三件) (水産林政総務課) 四
 - 保安林の指定の解除の予定(二件) (森林整備課) 五
 - 保安林の指定施業要件の変更 (同) 六
 - 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市環境課) 六
- 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同) 七
- 教育委員会
選挙管理委員会
- 教育委員会定例会の開催 七
 - 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 七
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

告 示

挙権を有する者の数

八

○宮城県告示第七百七十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二七一一〇	令和六年十月一日
ベスト薬局	名取市下余田字鹿島一〇番地	令和六年九月一日
ウジエ調剤薬局登米店	登米市登米町寺池前舟橋四番地四	令和六年十月一日
ウジエ調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字江合一八一五	令和六年十月一日
ウジエ調剤薬局矢本店	東松島市赤井字八反谷地一〇三一	令和六年十月一日
ウジエ調剤薬局赤井駅前店	東松島市赤井字川前一九一三	令和六年十月一日
大崎クリニック	大崎市鹿島台木間塚字小谷地四六三番地六	令和六年十月一日
ウジエ調剤薬局古川店	大崎市古川字本鹿島一四六一四	令和六年十月一日
鈴木診療所	宮城郡七ヶ浜町境山二丁目七一一四	令和六年八月二十五日
ウジエ調剤薬局利府店	宮城郡利府町利府字新館二一一	令和六年十月一日
ウジエ調剤薬局浦谷店	遠田郡浦谷町字中下道一二九一一一二	令和六年十月一日
石巻調剤薬局	石巻市新橋三一一二	令和六年十月一日

大平デンタルクリニック	塩竈市宮町三一九	令和六年十一月一日
佐藤歯科医院	気仙沼市唐桑町馬場二〇九一	令和六年十一月一日
洞口・佐藤クリニック	名取市増田一丁目五番一三二号	令和六年十一月二十五日
石井小児科	多賀城市高崎三二七二七	令和六年十一月一日
ありま歯科医院	多賀城市高橋四二二一	令和六年十一月一日
仙台調剤薬局 多賀城店	多賀城市高橋四丁目二〇一四	令和六年十一月一日
合資会社せきや薬局	岩沼市中央一二二一五	令和六年十一月一日
佐藤裕也眼科 登米分院	登米市中田町石森字西細谷四二番地	令和六年十一月一日
くが歯科医院	栗原市築館下宮野八幡下二二四一	令和六年十一月一日
熊谷歯科クリニック	栗原市高清水西善光寺五一	令和六年十一月一日
赤間歯科医院	東松島市矢本字上河戸七〇一〇	令和六年十一月一日
ちば鷹歯科医院	東松島市小松字上砂利田三四一	令和六年十一月一日
かわち医院	柴田郡大河原町東新町一〇一七	令和六年十一月一日
柿沼循環器科	巨理郡巨理町逢隈中泉字中一七八一	令和六年十一月一日
かわぐち歯科医院	宮城郡七ヶ浜町汐見台六一二一	令和六年十一月一日
涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二七八	令和六年十一月一日
おおみ歯科医院	遠田郡美里町北浦字米谷五〇一五	令和六年十一月一日
訪問看護ステーション あやめ多賀城	多賀城市伝上山四丁目三二二〇 ファミールかんのA一〇三号室	令和六年九月一日
訪問看護ステーション スプリングフォレスト明石台	富谷市明石台七丁目一七	令和六年四月一日
仙南夜間初期急患センター	柴田郡大河原町字西三八一	令和三年三月一日

汐見調剤薬局

宮城郡七ヶ浜町汐見台南一〇二二

令和四年六月一日

○宮城県告示第七七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新仙台湾鈴木診療所	宮城郡七ヶ浜町境山二一七一一四	令和六年八月二十四日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二七一〇	令和六年九月三十日
医療法人 公孫樹会 大里胃腸科内科婦人科医 院	気仙沼市南郷二二二	令和六年九月二十三日
条南歯科医院	気仙沼市田中前一四一五	令和六年九月三十日
ひまわり内科消化器科ク リニック	名取市みどり台二四一三	令和六年九月三十日
ベスト薬局	名取市下余田字鹿島一〇	令和六年八月三十一日
ウジエ調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字江合一八一五	令和六年九月三十日
ウジエ調剤薬局 登米店	登米市登米町寺池前舟橋四番地四	令和六年九月三十日
ウジエ調剤薬局矢本店	東松島市赤井字八反谷地一〇三一	令和六年九月三十日
ウジエ調剤薬局赤井駅前 店	東松島市赤井字川前一九一三	令和六年九月三十日
正明薬局調剤センター	大崎市古川諏訪二二二四〇	令和六年九月三十日
ウジエ調剤薬局古川店	大崎市古川字本鹿島一四六一四	令和六年九月三十日

セイナ調剤薬局	柴田郡大河原町字町七〇番地四	令和六年七月三十一日
ウジエ調剤薬局 利府店	宮城県利府町利府字新館二一	令和六年九月三十日
ヨネキ薬局吉岡ヨークベニマル店	黒川郡大和町吉岡字東一〇二一	令和六年九月十五日
ウジエ調剤薬局浦谷店	遠田郡涌谷町字中下道二二九一〇二	令和六年九月三十日

○宮城県告示第七七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	いしづか内科クリニク	石巻市恵み野五〇一〇一三八	令和六年十月一日

○宮城県告示第七七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退した旨届出があった。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	辞退年月日
利府アイクリニク	宮城県利府町新中道三〇一〇一イオンモール新利府南館二階	令和六年十月三十一日

○宮城県告示第七七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年九月十九日次の者を指定した。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
黒澤 和太	脳神経内科	大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
山本 淳平	糖尿病・代謝内科	大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
堀井普一良	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
室谷 嘉一	腎臓内科 糖尿病内科 皮膚科 アレルギー科 小児科 泌尿器科 心臓科 泌尿器科 シリハビリンテール科	七ツ森ファミリークリニック	黒川郡大和町まほろば一丁目二番地の七

○宮城県告示第七七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊藤 明	脳神経外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第七七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）以下「法」という。第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養殖業者 数
宮城県第 百六加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の支所地区 のうち、森畑 浜の区域	令和六年十 一月二十二日	本吉郡南三陸町歌津砂 浜二十三 七 小野寺 進太郎 本吉郡南三陸町歌津砂 浜二十三 八 阿部 誠	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	三人

○宮城県告示第七百七十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養殖業者 数
宮城県第 百十九加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の支所地区 のうち、港の 区域	令和六年十 一月二十二日	本吉郡南三陸町歌津港 九十三 六 阿部 克樹 本吉郡南三陸町歌津港 九十三 七 鎌田 富喜	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	五人

○宮城県告示第七百七十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種 類	区域内特 定 養殖業者 数
宮城県第 百十八加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の支所地区 のうち、亀 沼の区域	令和六年十 一月二十二日	気仙沼市亀山十八 一 七 小松 俊浩 気仙沼市亀山十一 小松 誠一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するほたて貝 等養殖業	二人

○宮城県告示第七百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
刈田郡蔵王町大字円田字十文字北一〇五の二、字谷地五一の二、七二の二
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

○宮城県告示第七百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字前川字藤株山一の一四二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 年 月 日
きずな薬局 とよま	調剤	登米市登米町寺池桜小路九十九-十	令和六年十月一日
毛利薬局	調剤	角田市角田字牛館十五-一	令和六年十月一日
おおぞら薬局 桜店	調剤	岩沼市桜一丁目一-十	令和六年十月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 岩沼中央店	調剤	岩沼市中央二丁目五-二十二	令和六年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
ななほし薬局	調剤	栗原市若柳字川北中町十八	令和六年四月三十日
正明薬局調剤センター	調剤	大崎市古川諏訪二丁目二一四十	令和六年九月三十日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年十二月十三日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一 日時 令和六年十二月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 令和八年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第二号議案 県立学校条例施行規則の制定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十五号

令和六年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三七、九七一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三七、三一九

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八三、二二七	岩 沼 選 挙 区	一一、〇三七
宮 城 野 選 挙 区	五三、〇八八	登 米 選 挙 区	二〇、八六六
若 林 選 挙 区	三九、〇八九	栗 原 選 挙 区	一七、七八八
太 白 選 挙 区	六五、八八四	東 松 島 選 挙 区	一〇、八一八
泉 選 挙 区	五九、一八七	大 崎 選 挙 区	三四、九七〇
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四〇、〇〇七	富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区	二五、五一〇

塩釜選挙区	一四、八九六	柴田選挙区	二二、二八〇
気仙沼・本吉選挙区	二〇、〇三四	亘理選挙区	一二、七八九
白石・刈田選挙区	一一、五〇四	宮城選挙区	一三、七三一
名取選挙区	二二、八八七	加美選挙区	七、八七九
角田・伊具選挙区	一一、一五四	遠田選挙区	一〇、八六〇
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三七一		

○宮選管告示第百二十六号

令和六年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

三三七、三一九